

議第122号

平成30年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記の議案を提出する。

平成31年3月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

議第122号
平成30年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第2号）

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 土木交通費	1 土木交通管理費	公共用地先行取得事業費	千円 3,370
合 計			3,370